

広島県告示第九百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十一年十一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	所在地		自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	変更年月日
	新	旧				
社会医療法人里仁会興生総合病院	三原市円一町二丁目五十一	三原市皆実三丁目三十二八	精神通院医療	小児科	野村 博昭	平成二一年一〇月二日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
薬局パナコス	三原市円一町四丁目一―二七	三原市皆実三丁目一―一九	精神通院医療	平成二一年一〇月一日